

社の重役と其末輩は、我々が温順にしてゐる真意を解せず、日増しに其專横を増長して、實に聞くに堪えざる妄言を吐いて平然たるに至つた今日の彼等の狂態は、寧ろ憫むに値するまでに惨めである。乍然、さりとて之を黙過することは、却つて我々が其會社の妄言を承認したるが如き誤解を招くものもあり、且會社に對して強辯の口實を興ふることに成るので、こゝに我々は、會社の愚論を駁して事の真相を証明し、併せて此後の宣傳文に對する我等の態度を聲明し、以て町民諸氏の御諒解を得たいと思ふ。

尙豫め御諒承を願ひたい事は、會社の宣傳文の總てに言及するのが當然であります。御承知の通り本月一日の如きは一日に八種類も出しているものであるから、限りある紙面では到底不可能な事なので、其中の重要なものに就いてのみ検討したいと思ふことであり、そして、會社の發したるビラは、大體之を組合の内部を攪亂する爲のもの、一般社會の同情を集める爲のものと二種類に分ける事が出来るのであるが、今我々が粗上に乗せようとするのは主として後者であります。夫も一町民とか或は無署名のものには觸れず、會社の署名あるものに限りたいと思ひます。

## 二、

先づ順序として、會社の宣傳文の要点をあげよう。會社の署名あるものは、九月十九日發行のと、同廿五日、同廿六日、及び十月三日に發せられた四種であるが、其要点は次の數項に盡されると思ふ。何人が見ても一目瞭然たる如く、廿五日のと廿六日のととは全く同一物であり、十九日のと廿六日のととは幾分異なる点もあるが、前者は既に演說會及聲明書等によつて繰り返へして報導したれば明白であると思ひます。故に茲には、後者と本月三日に頒布されたもののみを取扱ふことにする。

- (1) 九三問題は罷工断行の理由として薄弱である
- (2) 我々の要求は經營参加であること
- (3) 保留案復活に對する想像
- (4) 要求の拒絶

- (1) 勞働賃銀の高きこと
- (2) 生活が苦しければ蹴出をなせ—蹴出作業の強制
- (3) 會社の利益のあること
- (4) 団体協約の拒絶理由
- (5) 勞働者の横着なること

を擧げることが出来ると思ふ。尙其他にも種々世迷語を並べてゐるが、我々は會社のようにケチなあげ足取りは行りたくない。さて愈々此會社の言の盡くが嘘の結晶であることをスツパ抜かねばならぬ。會社の重役等が此聲明を見る時には、必らずや泣顔するもあり、腰を抜かすもあり、卒倒するものもあるだらうことを思ふ、と可笑しくもあり憫れでもある。

## 三、

そこで、一の(1)から見て行かう。

昭和二年十月

なる性質を持つものでなくて、何をか重大と云ひ得るだらう。人間の死活に關する問題が重大でないといは、野田醬油の重役等によつてはじめての放言し得る處で、人間社會の他の何人とも斯る出鱈目を云ふ勇氣は持ち合はずまい。

次に(2)の「經營参加云々」の事だが、我々の信ずる所に依れば、勞働者が其從事する産業に參書して、所謂「産業の立憲化」を計ることは時代の趨勢であつて、之を政治に徴するならば古代の封建政治、專制政治より今日の立憲政体に迄進化し來つたのと些々たる相違もないのである。現に、群馬縣大間々町の岡興工場のように、或は日本製鋼株式會社及岡部電氣株式會社の如きは、完全に職工をして其事業の經營に參加せしめて、而も隆々として發展しつつある状態を見るのである。若し此時代の風潮を無視して永遠に昔ながらの專制的制度を持続せんとするならば、夫は實に産業の發達を阻害する暴漢であり、社會進化を見るならば、事業の經營から遠ざけんとするは、夫は即ち醬油屋者時代に引戻さんとする——時代に逆行せんとする頑迷固陋なる愚策である。既に我々は、大正十二年の爭議以來、常に勞働條件の總てに就いて、事實上近くは十工場の諸味出の如く或は一工及四工の桶工問題の如く(參加して居るのであつて、今頃あらたまつて彼此云ふのは寧ろ骨稽事に屬する)。

(3)の「保留の復活……」に就いては、先に罷工断行の理由として九三の問題が重要な意義を有する事を闡明した以上、また既に聲明書に依つても知らせしたので、會社の想像云々などは最早論ずる必要がないと思ふ。我々が保留案を復活したのは、此際、一緒に片づけて仕舞いたいとの念慮からしたに過ぎないのであつて、全く他意あるわけではない。夫が重役まで通じてゐるかどうかは知らぬが、保留案については會社のビラに表はれて居るが如き意志を我々が持つて居ない事は、少くとも並木工場課長にはハッキリと判つてゐる筈だ。

- (4)の「要求拒絶の理由」については、次の項に於て要点をわけて言明されてゐるから、夫に譲ることとする。
- 二は既に述べた通り、本月三日に頒布した宣傳文——要求拒絶の理由——の要点であるが、こゝに面白い事は、吾々の要求は全部で八ヶ項、即ち、
- 一、從來通り會社の荷を九三に取扱はしむること
- 二、賃銀の一割増給但し女工は二割とす
- 三、解雇、老衰、退職手当支給率は、從來の率に、勤続二ヶ月に就き日給一日分を加算すること
- 四、桶工徒弟は、各工場に於て一名乃至二名を桶工會員の責任を以て養成すること
- 五、年末賞與の最低額を、日給一ヶ月分と定むること
- 六、入社より熟練工に達する年限を四ヶ年となすこと

及してゐる事である。若し會社が左様な御志であるとすれば、之は誠に、結構な次第である。兎に角、要求拒絶の第一の理由から吟味して行かう。

(1)の賃銀安からすと云ふ會社の「字一」を見ても、知らぬ人は成程と首肯するかも知れぬが、我々は呆れて物が云へない。一圓八十六錢四厘と云ふのは定額にあらざして平均したものでないか、我々に云はしむるならば、其平均日給がたとへ何圓であらうと夫が個人毎の生活と何の關係があるか、桶工の本人格の者は二圓五十錢の日給を得るとしても、日給七十錢の女工の生活を何うすることも出来ぬのは何人も知る所だ。會社は幾度となく繰返へして賃收入二圓十五錢と云ふが、思ふても見よ！ 千六百名中二圓以上の日給を得る者は二百十九名の僅かではないか、此外に醸造工の四百八十五名は二圓の日給を得るのだが、残る八百余名の者は云ふまでもなく半端日給で仕事だけ一人前の作業分量を課せられてゐるのである。また會社は、時間云々を宣傳されてゐるが、大正十二年の罷工が何の爲に起つたかを、胸に手を當てて静かに考へて見れば直ぐ判る事だ。従つて夫と賃銀を比較して云々するなどは、自分よがりの勝手な言ひ分で、狂人の癡言に等しいものである。之は會社に云ふことだが、齋藤知事閣下を煩はして調停の行り直しを頼んでは如何なものだ。

次に(2)の蹴出作業の強請の事だが、是などは心ある者をしてひん縮せしむる暴言である見よ！ 人間が一入前の仕事をして、生活費の不足を訴へて賃銀値上げを要求したるに對し、夫では二人前も働いて、食へ」と云ふ此薄情さを。要するに會社は賃銀を上げれば仕事を増すと云ふのだが、此會社の理論が正しければ、此後如何に物價が騰貴し、或は他に負担が増す(例へば健康保險法の實施による負担の如く)とも、現在の作業分量のまゝでは賃銀は上がらぬわけである。乍然、苟くも現在の作業分量は、大正十二年の爭議に於て、三ヶ月間の實驗の結果双方の承認により決定したもので殆んど絶対的のものである。されば、之以上の分量を課せんとするは其協定を破るんとするものであるばかりでなく、更に、人道上からも憂々しき問題である。

(3)の會社の利益に關しては如何に圖々しい重役も、道が嘘を云へないと見えて白狀してゐる。然り、誠に會社の白狀の如く現在の如き不況時代と稱せらるゝ時に於ても尙巨額の利益を得てゐるのだ。さればこそ我々は賃銀の値上も、其他の要求も提出し得るのだ。會社の二ヶ月もかゝつて捏りあげた賃借對照表によつてさへ、二百六十余万の繰越金や、數十万の純益があるのだから、我々の要求を其儘呑み込みにしても僅かに十五万に満たぬのを見れば、理の判る重役であるならば、問題は直ちに解決してゐるわけなのである。

(4)の団体協約に關しては、産業人社會人としての適否を、非組合員たる(暗に十七工場や流山の工具を指して)工具と比較

### 日本勞働總同盟 野關東醸造勞働組合